

競争入札の実施について

一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会

次の通り、「知っておきたいリフォーム関連法令の手引き改訂版」の印刷・製本業務に係る入札を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名

- ・「知っておきたいリフォーム関連法令の手引き改訂版」の印刷・製本業務

(2) 業務内容

- ・「知っておきたいリフォーム関連法令の手引き改訂版」の印刷・製本業務を行う。
- ・詳細は仕様書を参照のこと。

2. 競争入札参加資格要件

競争入札に参加する者は、次に掲げる資格要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本業務の実施について、当協議会の要求に応じて速やかに対応できる体制を整えていること。
- (2) 過去3年間に、本業務と同種又は類似した業務実績があること。
- (3) 東京都内もしくはその近郊に事務所を有すること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」における暴力団でない事

3. 手続き等

(1) 担当

〒102-0071

東京都千代田区富士見 2-7-2 ステージビルディング 4階

一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会

TEL 03-3556-5430

担当：中村 nakamura@j-reform.com

(2) 仕様書の交付期間、場所及び方法

仕様書は、当窓口またはメールにて交付する。

交付期間は、令和7年10月24日(金) 10:00から

令和7年10月30日(木)の17:00まで

※事前に(1)の担当まで連絡すること。

(3) 入札期日、提出先及び方法

期 日：令和7年11月5日(水) 17:00まで

提出先：(1)の総務部

提出書類：見積書

方 法：メール又は郵送(書留)等にて、当協議会へ提出する。

その他：当協議会より貸し出したものがある場合は、上記期限までに返却するものとする。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3.(1)に同じ
- (3) 入札に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された見積書は返却しない。また、提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提出書類の無効
提出書類に虚偽の記載を行った場合、その他本公示に示した条件等に該当しない者の提出書類は無効とする。
- (6) 事業者の選定方法
見積額に基づいて発注先事業者を決定する。
選定結果は、令和7年11月7日（金）17：00までに通知する。
- (7) その他の詳細は、仕様書による。

以 上